

第1編組織運営 情報戦略推進に係るデータ取扱要綱

情報戦略推進に係るデータ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、情報戦略推進基本計画（令和5年9月27日制定）に基づき、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）における情報戦略推進のために必要なデータの収集、管理、分析等に係るデータの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(データの対象及び収集)

第2条 本学が情報戦略推進のために取り扱うデータは、公立大学法人宮城大学情報戦略推進会議運営規程（令和4年宮城大学規程第186号。以下「規程」という。）第2条に掲げる所掌事項に関する全てのものとする。

2 別表に定める組織及び責任者（以下「部局等」という。）は、情報戦略推進会議（以下「推進会議」という。）からの要請に基づき、部局等が保有するデータを提出しなければならない。

(データの管理)

第3条 前条第2項により提出されたデータ及び推進会議において作成したデータ（以下「推進会議保有データ」という。）は、推進会議が設置するデータベースに集約し、管理する。

2 情報戦略推進に係る管理責任者として推進会議委員長を置き、推進会議保有データ及びデータベースの管理に関する業務を総括する。

3 情報戦略推進に係る運用責任者として規程第7条第3項に定める情報戦略推進室の構成員のうち、管理責任者が指名した者を置き、推進会議保有データの保護管理、運用、データベースの管理及びデータベース設置室の管理を行う。

4 推進会議保有データの管理に当たっては、公立大学法人宮城大学の保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年宮城大学規程第187号）、公立大学法人宮城大学情報システム及び情報資産の利用等並びに情報セキュリティ対策に関する規程（令和3年宮城大学規程第183号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

(監査)

第4条 管理責任者は、必要に応じて前条第3項に定める運用責任者の業務に対する監査を行い、推進会議保有データに関し、必要かつ適切なセキュリティ対策を講じ、安全管理に努めるものとする。

(データの利用制限)

第5条 推進会議保有データは、規程第2条に掲げる所掌事項以外に用いてはならない。ただし、推進会議委員長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(データの分析)

第6条 推進会議は、部局等を横断するテーマに係る必要な分析を行うものとする。

第1編組織運営 情報戦略推進に係るデータ取扱要綱

- 2 推進会議は、前項の分析を行うに当たっては、規程第7条第2項に基づき、情報戦略推進室へ分析事務を要請し、情報戦略推進室は、その結果を推進会議へ報告するものとする。
- 3 推進会議は、必要と認める場合は、部局等に対し、部局等で保有するデータを用いた分析を要請することができる。
- 4 部局等は、その運営に資するため、部局等を横断するテーマに係る分析を推進会議へ申請することができる。
- 5 推進会議は、前項の申請に対し、必要と認める場合は、分析を行い、分析結果を当該部局等へ通知するものとする。

(分析結果の共有及び公開)

第7条 部局等において行った分析の結果については、推進会議へ報告するものとする。

- 2 推進会議へ報告された分析結果の共有及び公開については、推進会議の議を経て行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月29日から施行する。

第 1 編組織運営 情報戦略推進に係るデータ取扱要綱

別表（第 2 条関係） データの収集対象組織及び責任者

データの収集対象は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成 21 年宮城大学規則第 1 号）に定める次の組織及び公立大学法人宮城大学会計規程（平成 21 年宮城大学規程第 76 号）に定める次の責任者とする。

法人運営組織	評価委員会 広報委員会 懲戒審査会 兼業審査会 研修審査会
教育研究等組織	看護学群、事業構想学群、食産業学群 看護学研究科、事業構想学研究科、食産業学研究科 基盤教育群 教員人事委員会（教員評価制度検討委員会を含む。） 教育研究等評価委員会（内部質保証実施委員会を含む。） 研究委員会 研究費審査会 アドミッションセンター（高大連携推進室を含む。） カリキュラムセンター（コモンズ運営室及び地域連携実践教育推進室を含む。） スチューデントサービスセンター（健康支援室を含む。） キャリア・インターンシップセンター（キャリア開発室及びインターンシップ開発室を含む。） キャンパス整備委員会 学術情報センター（図書館及び宮城大学出版会を含む。） 情報システムセンター 国際交流・留学生センター 研究推進・地域未来共創センター（太白分室を含む。）
事務組織	事務局
責任者	財務責任者 出納責任者 予算責任者 財産管理責任者